

給油取扱所関係者にお知らせ

給油取扱所に係る法令改正：2023年（令和5年）12月27日施行

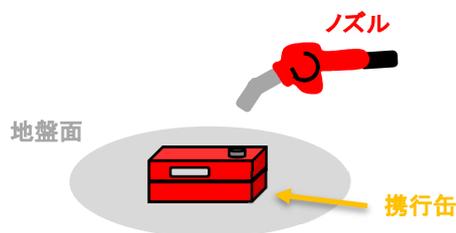
1 固定給油設備からガソリンを容器に詰め替えられる上限（200L／日）がなくなりました。

※固定給油設備から軽油を容器に詰め替えられる上限

（1,000L／日）に変更はありません。

※給油ノズル等に満量停止措置を設けること。

※ガソリンを容器へ詰め替える作業は、容器を接地した状態で行うこと。

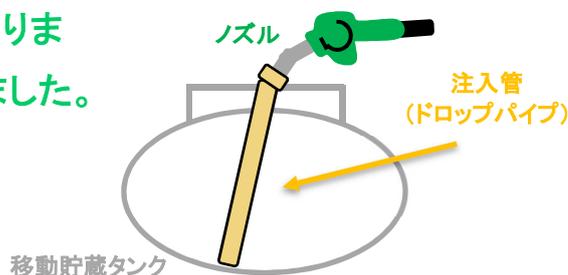


2 固定給油設備から軽油を車両に固定された4,000L以下のタンク（内部を2,000L以下ごとに仕切ったもの）に注入することができるようになりました。

※固定給油設備から軽油を容器に詰め替えられる上限

（1,000L／日）に変更はありません。

※車両に固定されたタンクへ注入する際は、注入管の先端をタンクの底部に着けた状態で行うこと。



3 荷卸し中に固定給油設備及び固定注油設備の使用ができるようになりました。

使用するには、次の措置が必要です。

1 給油及び注油ノズルに満量停止措置を設けること。

2 地下タンク等及び地下タンク等に危険物を注入する移動タンク貯蔵所はコンタミ防止措置を設けること。

※地下タンク等とは、地下タンク及び簡易タンクをいいます。

3 予防規程に必要な事項を定めること。



● 当消防本部管内で発生した危険物漏えい事故 ●



事故概要

灯油積み込み作業を行う際、ノズルレバーをラッチで固定しその場を離れた。さらに満量停止装置が作動せず過剰注油となり、上部マンホール注入口から敷地内へ灯油が漏えいした。

また、注入管を使用せずに注油していた。

原因

危険物取扱作業時における監視業務の未実施

対策

危険物取扱い時はその場を離れず、適切な操作を行う。

※注油時は注入管を使用

【お問い合わせ先☎】 予防課危険物係 076-276-9482